

日本郵政株式会社法案要綱

1 総則

(1) 会社の目的

日本郵政株式会社(以下「会社」という。)は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(第1条関係)

(2) 株式の政府保有

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有していなければならないものとする。

(第2条関係)

(3) 商号の使用制限

商号の使用制限について所要の規定を設けるものとする。

(第3条関係)

2 業務等

(1) 業務の範囲等

会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- イ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有
- ロ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ イ、ロのほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株主としての権利の行使
- ニ イ～ハの業務に附帯する業務

会社は、の業務のほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができるものとする。

会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。

(第4条、第5条関係)

(2) 社会・地域貢献資金の交付及び社会・地域貢献基金

会社は、郵便事業株式会社に対し、社会貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

会社は、郵便局株式会社に対し、地域貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

会社は、社会貢献資金及び地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金を設け、1兆円に達するまで積み立てるものとする。また、1兆円を超えて積み立てることを妨げるものではなく、2兆円に達するまでは、1兆円までと同じルールで積み立てなければならないものとする。

(第6条、第13条関係)

(3) 監督

会社は、募集株式等を引き受ける者の募集、取締役等の選任等の決議、事業計画、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならないものとし、総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする等会社の監督規定について所要の規定を設けるものとする。

(第8条-第11条、第14条、第15条関係)

(4) その他

一般担保、財務諸表、財務大臣との協議、課税の特例について所要の規定を設けるものとする。

(第7条、第12条、第16条、第17条関係)

3 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第18条-第23条関係)

4 附則

施行期日() 経過措置()のほか、所要の規定を設けるものとする。

この法律は、一部を除き、郵政民営化法第36条第9項の政令で定める日(公布の日から起算して6月以内で政令で定める日)から施行するものとする。

会社は、平成24年9月30日までの間、2(1)の業務のほか、会社が承継した郵便貯金法第4条第1項の施設及び簡易生命保険法第101条第1項の施設の譲渡又は廃止等の業務を行うものとする。

政府は、その保有する会社の株式(1(2)により保有していなければならない株式を除く。)については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

(附則第1条-第4条関係)